平成２１年（フ）第２５３４号
名古屋市天白区高島２丁目803番地　ダイアパレス島田東星の丘707号
債務者　木戸　秀成
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５３７号
名古屋市緑区鳴海町字姥子山22番地の１　アーバンラフレ鳴海10号棟307号
債務者　立松　将嗣
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７３４号
名古屋市瑞穂区下坂町１丁目22番地の４　コーポサトウ３Ｃ号
債務者　髙橋　六雄
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２９号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江中沼19番地
債務者　岩田　光子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第９８号
京都市西京区大枝沓掛町５－６　洛西沓掛団地１棟102、申立時の住所京都府亀岡市大井町土田１丁目23番17―1103号
債務者　辻　　隆之
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
京都府亀岡市大井町並河１丁目５番３号、申立時の住所京都府亀岡市大井町土田１丁目23番17―1103号
債務者　辻　利佳子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
京都府福知山市字正明寺５番地の20
債務者　川村　京子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第５６８９号
大阪市城東区古市２丁目５番２―305号
債務者　岩本　禎之
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６９０号
大阪市城東区古市２丁目５番２―305号
債務者　岩本　房子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１０１号
大阪府八尾市竹渕４丁目33番地の３　アビタシオン岸田101号
債務者　堂前由美子こと　金　　用玉
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５２３号
大阪府高槻市野田２丁目２番８号
債務者　髙林　宏昌
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５３８号
大阪府茨木市西中条町９番35号
債務者　嶋矢　良輔
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５５０号
大阪府東大阪市日下町５丁目３番17号
債務者　木串　三穂（旧姓岡嶋）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６０５号
大阪市平野区喜連東３丁目13番11号　メルベーユシャンブル305
債務者　小西　研司
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６０８号
大阪市西成区南津守３丁目１番36号　アサノマンション403号
債務者　中川　雄介
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６６５号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目19番12号
債務者　大谷　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７１３号
大阪市西成区千本南２丁目14番10号
債務者　ショップ築山こと　築山　幸江
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部